

## 2022年度労働協約改訂及び労働条件改善第8回団体交渉

本部は本日、「2022年度労働協約及び労働条件改善に関する申し入れ」に対する第8回団体交渉を行いました。

今団交では、7回の交渉を踏まえ、会社の回答が示されました。しかし、J R 東海労が要求した社員の切実な要求は1つも通らず、回答は会社にとって痛くも痒くもないものでした。回答事項は以下の通りで、内容は別紙を参照して下さい。

### 【協約等の改訂に関する事項】

1. 出生休暇の新設及び結婚休暇付与日数等の変更
2. 配偶者帯同休職の新設
3. 育児等に関する取扱いの変更

### 【制度等の改正に関する事項】

1. 帰省交通費の特例措置拡充
2. 非常呼出手当の支給対象拡大
3. 新幹線指定席利用の拡大（試行）
4. 在宅勤務制度の変更
5. フレックスタイム制の変更
6. 一般住宅補給金の支給額見直し

本部は、要求に対し会社が誠実に応えないとして、再申し入れを提出します。

## 若干の議論

組合：回答の前に、8日未明、長野県豊丘村でリニア建設工事で、またもや事故が発生した。作業員が重機に足をひかれて骨折し、大ケガを負ったことが判明した。工期の遅れにより、J R 東海が急がしているのではないか。

会社：そんなことはない。

組合：この間リニア建設工事で、豊丘村では4件目である。全体では6件目の死傷事故である。本工事ではなく手始めの工事で、こんなに立て続けに死傷事故が続発するならば、今がリニアを中止の決断すべき時期である。

会社：中止はしない。工事の安全を確保してリニア建設を進める。

組合：この事故も含めて、リニア建設に関して、資金調達や山積みの課題があるので、申し入れを行うので経営協議会や団体交渉を開催せよ。

会社：協約に則りやっていく。

組合：今回の会社回答はJ R東海労の要求が一つも通っていない。どういうことなのか。J R東海労の要求を全く検討していない証左である。労働組合軽視も甚だしい。

会社：検討をしている。

組合：非常呼出手当対象拡大があるが、台風接近に伴う前泊も適用せよ。

会社：事故発生による当日の呼出を対象としている。

組合：結婚休暇付与日数は、何故6日から5日に減じたのか。

会社：6日を制定した頃は、週休1日制であった。週休2日制が主流の今に合わせたものである。5日でも1週間は休暇となる。また、挙式日より3年間を有効期間を延長した。出産休暇を1日振り分けたためである。

組合：特休や公休が入れば3日しか、婚休が使用できない。しっかりと5日を婚休とせよ。

会社：特休や公休を含めて5日休めることが主旨である。

組合：特休や公休関係なく、結婚休暇は5日間を付与すべきだ。

組合：社員用のE X I Cの使用方の、現場での説明会を実施すると言っていたが説明会をやる気配はない。

会社：資料を見てもらうと分かる。

組合：配布している職場としていない職場がある。

会社：配布すると思う。

組合：しっかりと説明会を行うこと。

以 上

## 会社回答時挨拶

貴組合とは8月18日の第1回団体交渉から約1か月にわたり、真摯に議論を尽くして参りました。

当社の経営状況について、令和4年度第1四半期の決算は3期ぶりに最終黒字となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、平成30年度比で新幹線の輸送人キロは67.8%、在来線の輸送人キロは80.9%にとどまっており、引き続き極めて厳しい状況が続いています。

当社は引き続き安全・安定輸送の確保を最優先に、サービスの一層の充実や需要喚起、社員の業務遂行能力向上、設備の強化など中長期的な視点で各種の取組みを着実に進めていきますが、こうした状況の中、組織横断的にICTの活用を始めとして、新しい発想・技術によってサービスの創出に挑戦することで、収益の拡大に取り組むとともに、「業務改革」を引き続き強力で推進し、経営体力の再強化を図る必要があります。

本協約改訂交渉においては、議論の中で、上記認識の共有化を図るなどしてきたところですが、今回、全ての社員が働きがいを持って十分に能力を発揮できる会社となることを目指し、別紙のとおり回答することとしました。主なところとしては、勤務関係でこれまで以上に効率的に業務にあたることを可能とする取組みを拡充することとします。また、一部の単身赴任者について帰省交通費の改善を行います。育児との両立については、法律改正に加えて法を上回る環境を整備することで、特に男性の育児休業等について一層の取得率向上を目指すこととします。

社員の皆さんにはこの回答をしっかりと受け止めていただき、引き続き感染防止に取り組みながら、「経営体力の再強化」に向けて、各々の職場において、自らの職責を果たし、最大限努力することによって、この難局を乗り越えていきましょう。

この間の真摯かつ熱心な議論に感謝します。大変お疲れさまでした。

## 資 料 目 次

令和4年9月9日  
人 事 部

### 【協約等の改訂に関する事項】

1. 出生休暇の新設及び結婚休暇の付与日数等の変更
2. 配偶者帯同休職の新設
3. 育児等に関する取扱いの変更

### 【制度等の改正に関する事項】

1. 帰省交通費の特例措置拡充
2. 非常呼出手当の支給対象拡大
3. 新幹線指定席利用の拡大（試行）
4. 在宅勤務制度の変更
5. フレックスタイム制の変更
6. 一般住宅補給金の支給額見直し

## 出生休暇の新設及び結婚休暇の付与日数等の変更

以下のとおり、出生休暇を新設し、結婚休暇の付与日数等を変更する。

### 1 内容

#### (1) 出生休暇の新設

子を養育する社員等がその子の育児をするために出生休暇を申請し会社が認めた場合、有給の休暇として付与する。

##### ① 請求手続

子の出生を証明する書類を提出した上で、会社の承認を得るものとする。

##### ② 付与日数

出産1回につき1日

##### ③ 取得できる期間

出産予定日から子が1箇月に達する日までの間。ただし、出産予定日に分べん休暇、出生時育児休暇又は育児休職を取得している場合は、当該休暇又は休職が最初に満了する日の翌日から起算して1箇月の間。

#### (2) 結婚休暇の付与日数等の変更

##### ① 付与日数

5日以内とする。

##### ② 取得できる期間

入籍日又は挙式日から3年以内とする。

### 2 実施期日

令和5年4月1日

## 配偶者帯同休職の新設

以下のとおり、配偶者帯同休職を新設する。

### 1 内容

配偶者の海外転勤へ帯同する際、社員の申請に基づき会社が許可した場合に取得できる休職を新設する。

#### (1) 休職期間

3年以内で会社が許可した期間

#### (2) 復職

期間が満了し、復職できることを会社が認めた場合。

なお、配偶者帯同休職中の社員が、その休職期間満了後、なお復職できない場合は、退職するものとする。

### 2 実施期日

令和4年10月1日

## 育児等に関する取扱いの変更

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正（令和4年10月1日施行）等を踏まえ、育児等に関する取扱いを以下のとおり変更する。

### 1 内容

- (1) 育児休職の申請を、同一の子につき、2回までとする。
- (2) 出生時育児休暇を以下のとおり新設する。

#### ① 対象者

分べん休暇を取得しておらず、子の出生した日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日（以下「8週間経過日」という。）以内の子を養育する社員、専任社員とする。ただし、専任社員にあつては、申請時点において、8週間経過日の翌日から6箇月を経過する日までに、その雇用契約が満了することが明らかでない者に限る。

#### ② 期間等

子が出生した日から、8週間経過日までのうち28日を限度とし、連続した無給の休暇として付与する。なお、期間は同一の子につき2回まで分割することができる。

#### ③ 申請

原則として開始予定日の1箇月前までに必要事項を記入した申請書を提出する。

- (3) 育児休職の再申請要件のうち、8週間経過日の翌日までの期間内に育児休職を開始し、終了しているときを削除する。
- (4) 私傷病休暇、自己都合休職、配偶者帯同休職又は病気休職の期間中に、育児休職又は介護休職を申請した場合は、当該育児休職又は介護休職とする。

### 2 実施期日

令和4年10月1日

## 帰省交通費の特例措置拡充

飯田、大鹿、山梨地区及び当社管内の直近の駅から50km以上離れた場所に所在する事業所に単身赴任して勤務する社員、専任社員の帰省交通費の特例措置について、以下のとおり変更する。

### 1 内容

支給額を、次の基本額と加算額の合計とする。

#### (1) 基本額

自社線乗換駅から帰省先までの距離に応じて定める。

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| ① 50km 未満の場合           | なし       |
| ② 50km 以上 200km 未満の場合  | 6,000 円  |
| ③ 200km 以上 400km 未満の場合 | 11,500 円 |
| ④ 400km 以上の場合          | 17,000 円 |

#### (2) 加算額

- ・「勤務箇所」～「自社線乗換駅又は帰省先」の距離に応じて定める運賃相当額の4往復分とする。
- ・飯田・大鹿地区の事業所に勤務する者について、飯田・名古屋間の高速バスを利用する場合、高速バス利用区間を加算額の対象とする。

### 2 実施期日

令和4年10月1日

## 非常呼出手当の支給対象拡大

以下のとおり、非常呼出手当の支給対象の拡大を行う。

### 1 内容

中央新幹線建設工事に関する重大事象発生時の初動対応のため、対策本部を設置して対応を行う際、臨時に呼出しを受け、呼出しを受けた当日に出勤した場合、非常呼出手当を支給する。

### 2 実施期日

令和4年10月1日

## 新幹線指定席利用の拡大（試行）

効率的な業務遂行等を目的として、出張時等における東海道新幹線の普通車指定席の利用を、以下のとおり試行する。

### 1 内容

#### (1) 対象者

C 2 等級までの社員（専任社員を含む）

#### (2) 試行の対象

国内出張及び赴任。ただし、東海道新幹線において「社用 E X」により乗車する場合に限る。なお、多客期間、こだま号に乗車する場合、その他お客様のご乗車に影響が想定される場合等を除く。

#### (3) 利用区分及び適用方

東海道新幹線において「普通車（指定席）」を利用することができる。

#### (4) 労働時間に算入される移動時間について

出張時において労働時間に算入される移動時間については、業務に従事することが原則であり、普通車指定席を利用する場合もこの原則による。

### 2 実施期日

令和 4 年 10 月 1 日

## 在宅勤務制度の変更

試行結果を踏まえ、以下のとおり在宅勤務の適用範囲の拡大等を行い、試行を終了する。

### 1 内容

- (1) 対象者を、フレックスタイム制及び裁量労働制を適用している非現業機関に勤務し、小学6年生の終期に達するまでの子を養育する又は要介護者を有する社員及び専任社員等とする。
- (2) 在宅勤務時間の上限を、1週あたり7時間30分とし、複数日に分散して実施することを可能とする。

### 2 実施期日

令和4年10月1日

## フレックスタイム制の変更

フレックスタイム制の適用箇所について、以下のとおり変更する。

### 1 内容

山梨実験センターの一部及びリニア開発本部小牧駐在にフレックスタイム制を適用する。

### 2 実施期日

令和5年1月1日

## 一般住宅補給金の支給額見直し

一般住宅補給金の支給額について、以下のとおり見直す。

### 1 内容

- (1) 月例支給について、家賃の半額（100 円未満は切捨て）とし、支給限度額を 45,000 円とする。
- (2) 一時金について、転勤等会社の命により転居が必要となり、当該賃貸住宅に直接入居する場合は、180,000 円とする。

### 2 実施期日

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日  
ただし、家賃が 70,000 円未満の場合は、令和 6 年 4 月 1 日とする。
- (2) 令和 5 年 4 月 1 日